

海洋基本計画推進経費

150百万円（112百万円）

地球環境局環境保全対策課

1．事業の概要

平成19年7月に施行された海洋基本法に基づき、海洋に関する基本姿勢が明確化されるとともに、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するための体制が確立され、平成20年3月に海洋基本計画が閣議決定された。本計画では、

(1) 特に沖合の海洋汚染物質の発生源の解明・分析のための情報の整理等及び陸域からの負荷による影響を把握するため、周辺海域の海洋環境の把握、評価、予測等の着実な実施

(2) 油、有害液体物質等による海洋汚染に関する国家緊急時計画に基づく、沿岸海域に係る防除活動等を効果的に行うための整備の促進

(3) 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の国際的枠組みの下での関係国との海洋環境保全の促進

など、海洋環境保全のため必要な措置を講じていくことが示されており、本計画のうち、上記に係る事業を総合的に実施する。

2．事業計画

(1) 海洋環境モニタリング推進

我が国周辺における海洋環境把握のための代表的な海域及び廃棄物海洋投入処分海域において海洋環境モニタリングを実施するとともに、モニタリングの高度化等に関する検討を行う。

(2) 油等汚染対策国内対応事業

油流出事故対応の沿岸環境脆弱図の更新を行うとともに、有害液体物質流出事故対応の沿岸環境脆弱図の作成及びマニュアルの策定等を行う。

(3) 北西太平洋地域海行動計画推進

NOWPAPの下、日本海・黄海における海洋環境保全の取組を推進する。

3．施策の効果

本事業を総合的に実施し、海洋環境保全の推進を図ることにより海洋基本計画の推進に資する。

4 . 備考

調査費 1 5 0 百万円

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 海洋環境モニタリング推進費 | 1 0 4 百万円 |
| (2) 油等汚染対策国内対応事業費 | 1 4 百万円 |
| (3) 北西太平洋地域海行動計画推進費 | 3 2 百万円 |

海洋基本計画推進経費

海洋基本法施行(平成19年7月)



海洋基本計画の策定

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 海洋環境の保全等

沖合の海洋汚染物質の発生源の情報の整理、とりまとめ、及び陸域からの負荷による影響を把握するため、周辺海域の海洋環境の把握、評価、予測等の着実な実施

油、有害液体物質等による海洋汚染に関する国家緊急時計画に基づき、沿岸海域に係る防除活動等を効果的に行うための整備の促進

北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の国際的枠組みの下での海洋環境保全の促進

(1)海洋環境モニタリング推進費

(2)油等汚染対策国内対応事業費

(3)北西太平洋地域海行動計画推進費